

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行
規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 6 年 6 月 14 日

大阪広域水道企業団議会
議長 多田 隆一

大阪広域水道企業団議会規程第 1 号

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する
条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行
規程（令和 5 年大阪広域水道企業団議会規程第 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（要配慮個人情報） 第 4 条 （略） （１） （略） ア～ウ （略） エ 治療方法が確立していない疾病そ 他の特殊の疾病であって障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律（平成17年法律第 123号）第 4 条第 1 項の政令で定める ものによる障害の程度が同項の<u>主務 大臣</u>が定める程度であるもの （２）～（５） （略） （個人の権利利益を害するおそれが大 きいもの） 第 6 条 （略） （１）・（２） （略） （３） 不正の目的をもって行われたおそ れがある<u>議会に対する行為による保有 個人情報（議会の事務局の職員が取得 し、又は取得しようとしている個人情 報であって、保有個人情報として取り 扱われることが予定されているものを 含む。）</u>の漏えい等が発生し、又は発 生したおそれがある事態 （４） （略）	（要配慮個人情報） 第 4 条 （略） （１） （略） ア～ウ （略） エ 治療方法が確立していない疾病そ 他の特殊の疾病であって障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律（平成17年法律第 123号）第 4 条第 1 項の政令で定める ものによる障害の程度が同項の<u>厚生 労働大臣</u>が定める程度であるもの （２）～（５） （略） （個人の権利利益を害するおそれが大 きいもの） 第 6 条 （略） （１）・（２） （略） （３） 不正の目的をもって行われたおそ れがある<u>保有個人情報</u>の漏えい等が発 生し、又は発生したおそれがある事態 （４） （略）

2 (略) (1) (略) (2) 漏えい等が発生し、又は発生した おそれがある <u>保有個人情報（前項第3 号に定める事態については、同号に規 定する個人情報を含む。）</u> の項目 (3)～(5) (略)	2 (略) (1) (略) (2) 漏えい等が発生し、又は発生した おそれがある <u>保有個人情報</u> の項目 (3)～(5) (略)
--	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。